

## 北海道科学大学学生用ロッカー貸与に関する取扱要領

### (目的)

**第1条** この要領は、北海道科学大学に設置する学生用ロッカー（以下「ロッカー」という。）の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要領でいうロッカーとは、A棟、C棟・G棟に設置し、学生に期間を定めて貸与するロッカーをいう。

### (管理・運営)

**第3条** ロッカーの管理・運営は、学生支援センターが担当し、管理責任者は学生支援センター長とする。

### (貸与範囲)

**第4条** A棟ロッカーは薬学部、C棟ロッカーは保健医療学部、G棟ロッカーは工学部及び未来デザイン学部の1～3年生に在籍する者に貸与する。

### (貸与期間)

**第5条** 貸与期間は、単年度とし後期終講日までとする。ただし、継続を希望する者は所定の期日までに手続きをしなければならない。

### (借用手続及び保証金)

**第6条** G棟ロッカーの借用を希望する者は、所定の期日までに「学生用ロッカー借用申込書」を提出するものとする。

2 G棟ロッカー借用申込みの際には、所定の保証金を納入しなければならない。

3 A棟、C棟ロッカーは学生支援センターで割当し、保証金は徴収しない。

### (鍵の貸与)

**第7条** G棟ロッカーの借用申込書を提出した者には、使用するロッカーを指定し鍵を貸与するものとする。A棟、C棟ロッカーは各自で鍵を用意するものとする。

### (遵守事項)

**第8条** ロッカーを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 常に清潔に使用し、汚損等の防止に努めること

(2) 危険物、異臭のするもの及び異臭の原因となるものは、保管しないこと

### (鍵の管理)

**第9条** 鍵の管理については、自らの責任において管理するものとする。なお、鍵を保持しない場

合の対応は、一切行わない。

**第10条** 貸与された鍵を紛失した場合は、速やかに「学生用ロッカー鍵紛失・破損届」を提出し、教職員の立ち会いを受け収納物品の引き渡しを受けること。なお、再度、借用を希望する場合は、第6条の手続きをしなければならない。

**第11条** 貸与された鍵は、複製又は他人に譲渡してはならない。

(管理責任)

**第12条** 収納物品に損失、損害が生じた場合は、大学は一切の責を負わないものとする。

(点検)

**第13条** 教職員及び警備員は、学生支援センター長の指示を受け、事故防止あるいは点検等のため、使用しているロッカーを開放して点検することがある。ただし、その場合、学生支援センター長に対し点検結果を報告するものとする。

(返還手続)

**第14条** G棟ロッカーは、次の各号の一に該当する場合は、「学生用ロッカー返還届」に鍵を添えて申し出しなければならない。

- (1) 借用期間満了のとき
- (2) 休学するとき
- (3) 学籍を失ったとき
- (4) その他、必要がなくなったとき

(確認)

**第15条** 前条の手続きがあった場合、学生課はロッカーの確認をするものとする。

(保証金の返還)

**第16条** 第14条及び第15条の結果、貸与したG棟ロッカーに異常がない場合は、保証金を返還するものとする。

(弁償)

**第17条** 使用者が故意又は過失によってロッカーを破損又は汚損したときは、「北海道科学大学施設設備・備品等使用規程」に基づき、その損害を弁償しなければならない。

(貸与の取り消し)

**第18条** 学生支援センター長は、次の各号の一に該当する者に対しロッカーの貸与を取り消すことができる。

- (1) ロッカーを故意に破損した者
- (2) ロッカーを汚損し、指導しても改めない者

(3) その他不相当と認めたる者

- 2 使用者が借用期間満了後も第14条の手続きを行わない場合は、前項により貸与を取り消すものとする。なお、収納物品については、所有を放棄したものとみなし処分する。
- 3 前2項に該当する場合は、保証金を返還しない。

(要領の改廃)

**第19条** この要領の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成13年9月1日から実施する。
- 1 この要領の改正は、平成16年4月1日から実施する。
- 1 この要領の改正は、平成21年4月1日から実施する。
- 1 この要領の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、2024年4月1日から施行する。